

第三者評価結果

事業所名：いずみ松本町保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約などの理念を踏まえ、法人の「保育へのおもい」を柱にした保育理念、方針、目標を基に作成しています。そして、児童福祉法、保育所保育指針で求められている役割を考慮し、子どもの最善の利益を尊重したものとなっています。また、作成にあたっては、職員の日々の気づき、看護師や栄養士からの専門的なアドバイス、子どもを取り巻く家庭環境、小学校との連携や園の周囲の環境などを考慮しています。そして、自園の特徴が生かせるように配慮し、養護と教育（5つの領域）において長期的な見通しをもって子どもの主体性をはぐくむ保育につなげています。全体的な計画の内容は、職員間で年に一度内容を確認し、法人の園長会で園長が見直しをして次年度の計画作成に反映し、職員会議で職員に周知しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>室内は24時間換気システムを取り入れています。各保育室の窓は大きく、採光がよく、全保育室にはエアコン、サーキュレーター、室温計、加湿器が設置されています。衛生管理に配慮し窓を開けて通風、空気清浄器を設置し、玩具も定期的な消毒、寝具の業者による乾燥をしています。家具を壁側に設置し、災害による転倒を予防しています。子どものけがに配慮し園庭はゴムチップに変更し、乳児クラスでは誤飲を防ぐために小さいおもちゃは取り除き、年齢に応じた素材、大きさのものを用意して子どもの安全に努めています。子どもがくつろげるようにパーティションで小さな空間を作ったり、小さなソファを用意するなど気分転換できる場所があります。食事、遊び、午睡のスペースは密を作らず、心地よくなるように工夫しています。トイレは年齢に応じた仕様にするなどして、衛生管理、プライバシー、安全に配慮しています。園では子どもが自分で場所を選択できるコーナーの設置の検討をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもの育ちや発達の違いなどは個人別の指導計画を通じて職員間で共有され、個人を尊重した対応に努めています。業務マニュアルには、子どもへの対応を記載しています。子どもの言葉を聞くときには、子どもに視線を合わせ、穏やかな口調、時にはスキンシップをとって、子どもが安心して自分の気持ちを伝えられるように心がけています。自分の気持ちをうまく言葉にできない子どもには、表情や行動に配慮し「〇〇だったの？」など、気持ちを代弁して、気持ちを把握するようにしています。子どもの心身の欲求は肯定的に受け止め、欲求が満たされない本当の理由を把握するようにしています。そして、伝える必要がある内容は、子どもにわかりやすい言葉で穏やかに後から話しています。否定的な言葉で子どもの心を傷つけることのないように配慮し、危険が伴う行動に対しては、なぜだめなのか子ども自身が納得できるように伝えていきます。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達や、興味、その瞬間の気持ちに寄り添い、子どもの主体性、自発性を重視しています。職員は、ほか子どもと比べるのではなく、一人ひとりの育ちを見守り、その子どもがどうしたいのか、どのように受け止めているかを見逃さないように努めています。着替え、片付けなどの基本的習慣の習得については、子どもの「できた」という気持ちを大切に、達成感が得られるように褒め言葉をかけるなど子どもが目標や意欲を持てるような支援に努めています。そして、なぜこのような習慣が必要なのかをわかりやすく子どもに話し、必要に応じてイラストを使うなどして、子どもが理解しやすいように工夫しています。園生活では静と動の活動を取り入れるなどメリハリをつけています。家庭との連続性が必要な0~2歳児の時期は、一人ひとりの子どもの家庭での生活状況を把握し、子どもの生活習慣に合わせて授乳や睡眠の対応をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園では、子どもの発達や興味、ペースに合わせて、子ども一人ひとりが無理なく、主体性、自発性を発揮できる環境を整える事を大切にしています。安全を考慮し年齢に応じたおもちゃをそろえ、子どもが自ら選択できるように置き場所に工夫をしています。天候に応じてクラス内で巧技台、フープ遊びなど子どもが全身を使って遊べる環境があります。散歩をするときには交通ルールを学び、また遊びの中でのルールや順番を守る大切さなどを学びながら、子どもたちがいっしょに楽しみ、お互いを大切にする気持ちがはぐくまれています。園の中庭では実のなる木や草花、虫などの観察ができ、散歩などでも自然と触れ合う機会があります。地域との交流においては、お祭りのときに園の駐車場を提供して山車を設置したり、近隣の子育て家庭を招いたり、散歩時には地域の人々に挨拶をするなどコミュニケーションを図っています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 0歳児については家庭との連携が大切であるため、連絡帳や送迎時の保護者との会話などから子どもの家庭での状況を把握できるように努めています。子どもの月齢や成長、発達の違いによる生理的リズムなどにも配慮した保育を行い、成長に合わせた環境設定を工夫し、子どもの心身の発達が促されるように努めています。また、子どもとの愛着関係や信頼関係を作れるように、子どもの表情や喃語に合わせて言葉をかけるなどしています。スキンシップや、排泄後の「気持ちいいね」といった言葉がけも大切にしています。このようなかわりを通じて、子ども自身が大切にされていると感じ、自己肯定感をほぐめるように配慮しています。感触の良いもの、音の鳴るものなど子どもの感覚を刺激するおもちゃを用意しています。0歳児クラスでは、子どもの生活リズムや発達状況に応じた個別指導計画とクラスの指導計画を作成し、乳児の排泄、着替えなどの生活面について、書面で回覧しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 1、2歳児は、まだ自分の気持ちをうまく伝えられない発達の過程ですが、職員は、子どもが自己主張しようとする様子は、子どもの機嫌や体の動き、視線などから読み取っています。職員はいっしょに遊んで遊びの内容が伝わるようにしたり、近くにいる友だちと遊びを通じてかわりを持つように配慮したりしています。戸外活動では子どもの理解度に合わせて遊び、おもちゃなどは子どもが望むものを選んで手に取れるよう近くに置くなどして、子どもが主体的に選択しやすいように工夫しています。職員は、子どもの気持ちは肯定的に受け止め、その子どもが理解できる言葉で伝えるようにしています。子ども同士のけんかはできるだけ起きないようにしていますが、起きてしまった際には、職員配置やおもちゃの数、その時々の子どもの状況などを振り返り、次は未然に防げるように努めています。散歩の時には、近隣の方と挨拶を交わしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 年齢や、子どもの理解、興味に沿って主体的な活動に結びつくように配慮しています。例えば、3歳児になると友だちといっしょに遊べる楽しさを理解し始めるため、職員も子どもといっしょに遊び、友だちにも関心を持つように伝えています。4歳児になると、自分ができる事に喜びを感じ、身の回りの事が一人でできるようになり、遊びの中にルールがあることや、自分とは違う友だちの気持ちがある事を理解していきます。職員は「どうしたらいいかな」など子ども自身が考えるように言葉がけをしています。5歳児は自分たちで相談して自分の気持ちを伝えるなどして、友だちと協力しながらいっしょに何かを成し遂げる喜びを感じる機会が増えてきます。その中で、自分の力を十分発揮して達成感を味わい、自信につなげていきます。また、年下の子どもと行う遊びのルールを変えるなど、思いやりの気持ちもほぐまれています。保護者には、行事を通じて子どもたちの日々の成長を伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 重要事項説明書に「障がい児保育について」「医療的ケアが必要な児童の保育について」の項目に園の方針や具体的な取り組みを明記し、保護者に周知しています。園内はバリアフリー、多目的トイレ、エレベーターが設置されています。職員は障がいに関する研修を受講し、障がいのある子どもの受け入れにあたっては、子どもの特性に合わせて個別指導計画を作成しています。保護者をはじめその子どもの関係する専門機関での取り組み、巡回訪問などで受けたアドバイスを参考にして保育に取り入れ、子どもが園生活を快適に過ごせるよう支援に努めています。園全体で子どもとその保護者の気持ちに配慮した対応ができるように心がけ、専門機関を紹介するなど適切な情報を伝えるための体制があります。子どもの状況については職員会議などで情報共有し、対応方法を話し合っています。園では、障がいのある子どもも、そのほかの子どももお互いを認め合い、成長できるように支援しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園と家庭での生活との連続性を考慮し、規則正しい生活リズムで子どもたちが十分に遊び、しっかりと休息が取れるよう配慮しています。全体的な計画に「長時間保育の配慮」という項目を設け、長時間園で過ごす子どもが落ち着いて生活できるように、保育室内には一人で落ち着けるスペースを設けたり、特別なおもちゃを出して楽しく過ごせるようにしたりして工夫をしています。18時30分以降は1歳児の部屋で合同保育になり、異年齢の交流が見られます。また18時30分以降に補食を提供して、子どもの心身の欲求が満たされるようにしています。なお、土曜日は安全に配慮した合同保育を実施しています。受け入れ表を通じて、職員間、保護者への伝達の徹底に努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画に「小学校との連携」を掲げています。子どもが就学する小学校には、在園中の子どもの心身の成長を基に、保育所児童保育要録を担任が作成して提出しています。また、就学先の小学校から来年度の新生の状況等の確認をしに教員が来園したり、電話での問い合わせに対応したり、園側からは小学校に伝えたいことや配慮してほしい事、保護者の言葉などを届けたりしています。就学に向けてのアプローチカリキュラムは、遊びや、活動の中に組み入れて、取り組んでいます。例えば、食事の時間を小学校と同じ長さにして、小学校生活がイメージできるようにしています。また、小学校で1年生と遊んだり、学校探検をするなど就学に期待を持てるような交流があります。保護者には、保護者会で就学に対する園の取り組みを伝えています。保護者からの就学への疑問等には就学前チェックシートなどを活用して応じ、保護者が見通しを持てるようにして不安軽減につなげています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園では、健康管理マニュアルに基づいて、子ども一人ひとりの健康観察を行っています。年間の「健康管理保健計画」は、月ごとに保健目標を立て、それに対する保健行事、保健業務、保健指導(職員向け、保護者・園児向け)の項目で綿密に作成されています。子どもの健康情報として入園時に保護者に「児童健康台帳」「生活調査票」を記入してもらい、それに基づいて園児の既往症やアレルギーについて職員間で周知しています。重要事項説明書で病気、けがなどについての園の対応について保護者に説明しています。保育中のけがや、体調不良が見られた時には、受け入れ表に記載し職員間で共有し、保護者にも伝え事後の確認もしています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識は、業務マニュアルに記載され、午睡チェック表を用いて、午睡時には年齢に応じた間隔で呼吸と体勢についてチェックしています。保護者に向けては、園ではSIDS防止のために、うつぶせ寝をさせないことを伝え、入園までに仰向けで寝てもらえるように伝えています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>全園児を対象に年2回の内科健診、年2回の歯科健診、3~5歳児を対象に年1回の尿検査、3歳児を対象に年1回の視聴覚検査、全園児を対象に身体測定を毎月実施して、子どもの健康管理に努めています。健康診断後は、保護者に健診結果を伝えるとともに、児童健康台帳に記録しています。健診にあたって、保護者には前もって嘱託医に質問がないか声かけし、気になることがあれば職員が園医に尋ね個別に保護者に回答しています。健診後は、子どもの健康管理について必要なことがあれば、職員間で情報共有し保育に生かしています。保健日よりでは、子どもの検診の様子や、全体的な評価、また医師から得た健康に関する情報などを伝えています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園にアレルギー疾患のある子どもが入園した時のことを想定して、横浜市の「食物アレルギー対応マニュアル」や、法人で作成しているマニュアルに沿って適切な対応を実施しています。入園に際しては、子どものかかりつけ医からアレルギー疾患生活管理指導書の提出をお願いして、それを基に個々に合わせて除去食、代替食を提供しています。提供時は献立表にアレルギーチェックをして、2名以上でアレルギー食の確認を目視で行い、給食は専用のトレイを使い、除去、代替食には食品用ラップフィルムをかけてマーカー記入をしています。そして、子どもの席を離す、必要に応じて職員がつくなどして、誤食や事故防止に努めています。アレルギーに関してはポスターを掲示して保護者にも理解を得られるように努めています。現在園にはアレルギー疾患のある子どもが在籍しているため、アレルギーマニュアルに沿って職員全員が周知徹底して取り組んでいます。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
<p><コメント></p> <p>年間の食育計画を作成し、0~5歳児までの各年齢に見合ったねらいを設定し食育活動を展開しています。子どもたちは栽培活動やクッキングなどを行い、収穫した野菜は、茹でて食べたり、園の中庭で収穫した梅で梅ジャムを作ったりしています。食事の際は、パーティションを用いて子どもたちが安全に食事できるようにしています。食事の量は、個々に差があるため自分で量を職員に伝え加減しています。職員は、子どもがいろいろな味を体験できるように、言葉をかけるなどして「食べられた」という達成感を味わえるように努めています。食器は高度強化磁器を使用し、発達段階に合わせて変更していきます。お誕生会メニュー、リクエストメニューなどの取り組みもあります。当日の給食サンプルを掲示し、また年間の食育計画、毎月の献立表・給食だよりに園の取り組みを記載して、保護者に理解してもらえるように努めています。今後、さらに職員の食育への意識を統一できるように取り組みを考えています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画の「食育」の項目に「子ども一人ひとりが給食の時間を楽しみ、食べることに関心をもつ」を掲げ、安全でおいしい給食を提供しています。素材の味を大切に、旬の食材を使い、季節感を感じられるようにしています。行事の際には行事にちなんだ献立を取り入れて、盛り付け、彩りなど見た目にも配慮して、行事にまつわる話などを通して給食が楽しい時間となるように工夫しています。また、5歳児のリクエストメニューも実施し特別感を感じられるようにしています。栄養士は残食量を調べ、またおやつ時間などに子どもたちの感想を聞いて、子どもたちの好み等の把握に努めています。月1回の給食会議ではこれらの情報をまとめ、切り方、味付けなどを工夫して次の献立作成につなげています。離乳食など形状移行の時期は、子どもの成長、体調に合わせて保育士と管理栄養士が連携し保護者にも確認をして実施しています。調理室の衛生管理マニュアルに沿って、職員は毎日の業務の中での衛生管理を徹底しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>送迎時に園での子どもの様子を伝え、できるだけその子どものエピソードを伝えられるように努めています。その際には家庭での子どもの様子も聞き取っています。クラスごとのホワイトボードには活動の内容を記載し、保育の様子を写真で掲示するなどして、保護者が園での子どもの様子をイメージしやすいように工夫しています。毎月保育の「ねらい」や「目標」を書面で配付しています。園だよりなどでも、子どもたちの様子、日々の取り組みを知らせています。年1回の保育参加、年3回の懇談会、年1回の保護者会を実施しており、面談や行事を通じて子どもの育ちを園と保護者とで共有しています。保護者が子育てなどで悩んでいる時などは、必要に応じて面談をするなどして、子どもの成長の見通しが持てるように支援をしています。これらの情報は、面談記録、個人記録、連絡帳のコピーなどで職員間で共有し、園全体で、子どもと保護者を見守る体制があります。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者との日々のコミュニケーションを積極的に図るよう心がけ、急な延長保育にも対応し、保護者が話しやすい雰囲気づくりに努めています。そして、家庭ごとのさまざまな価値観を受け止め、保護者の気持ちに沿った対応ができるように配慮しています。面談は、保護者の希望に応じて随時受け付けています。相談を受け付けた際には、保護者の都合に合わせて日時を設定するなど、きめこまやかに対応しています。相談を受けた職員が適切に対応できるよう園長や乳児主任、幼児主任がアドバイスをを行うほか、複数で対応できる体制を整えています。内容によっては、栄養士が対応したり、園長や乳児主任、幼児主任、クラスリーダーが同席したりしています。相談や対応の内容については面談記録に記載して職員間で共有しており、その後の保護者の様子を確認しながら、継続的にフォローができるように努めています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待防止マニュアルを作成しています。朝の視診では、子どもの体にけがなどを見つけた際に保護者に確認し、また子どもの表情や会話などからふだんと違う様子がないか観察するなど、虐待の早期発見に取り組んでいます。虐待が疑われる場合には、体のけがやあざの部分写真を撮り、園長、乳児主任、幼児主任、看護師に相談し、園長が関係機関との窓口となり連携をとる体制があります。また、業務マニュアルには「人権に配慮した保育」「子どもの人権を守るために」という項目があり、職員の言葉遣いが人権侵害、虐待につながる事を踏まえて、自己評価シートや人権チェックリストなどで振り返りをしています。職員は外部研修で虐待、人権に関して学んでいます。さらに他園や系列園での事例から、自園でもそれに当てはまることが行われていないか、マニュアルを用いて確認をしています。園では、子どもとともに保護者が一人で悩まないように、保護者の気持ちにも寄り添っています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>「年間指導計画」に基づき「月間指導計画」「週案」を策定し、月末・週末に振り返り、見直しをしています。月間指導計画では、子どものできた、できなかったではなく、取り組む姿勢や意欲を先月の子どもの姿として記載しています。それらを職員間で話し合い、振り返り、自己評価しています。配慮事項や今後に向けての援助などについて、先輩職員からアドバイスをもらうなどして、次月の保育計画を立てて取り組んでいます。職員間で保育に対する取り組みの反省を話し合うことで、お互いの学びや意識の向上につなげています。日々の保育についてはクラス内で意見交換をするなどして、職員の気づきを日々の保育に役立てています。自己評価は前期、後期で行い、職員の自己評価や話し合いから、園としての課題を抽出しています。園では今後、キャリアアップ研修を受けた職員一人ひとりの専門的能力を段階的に評価し、成長を促すためのシステムが必要だと感じています。</p>	